

民事介入暴力被害者救済センターにおける弁護士紹介サービスの利用規約 (令和3年9月1日制定 東京弁護士会)

1 はじめに

本規約は、東京弁護士会民事介入暴力被害者救済センター（以下「救済センター」といいます。）が、民事執行事件、倒産事件、債権取立事件その他の民事紛争事件において、いわゆる事件屋、整理屋、取立屋又はこれに類する者が、当事者若しくは利害関係人又はこれらの代理人として、事件関係人に対して行使する暴力、脅迫その他の違法行為及び社会通念上権利の行使又はその実現のための限度を超える不相当な行為（以下「民事介入暴力」といいます。）の被害者又は被害を受けるおそれのある方に、相談を担当する弁護士（以下「事件担当者」といいます。）を紹介するサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、利用上の注意事項等を定めるものです。

利用者は、本規約に同意の上、本サービスをご利用ください。

2 本サービスの内容

(1) 利用者は、救済センターから事件担当者の紹介を受けて、法律相談を受けることができます。

(2) 相談後、ご希望があれば、事件担当者に事件処理の依頼をすることができます。ただし、本サービスは、必ずしも依頼をした事件担当者が事件処理を受任することを保証するものではありません。

(3) 本サービスで相談が可能な分野は、民事介入暴力事件（以下「民暴事件」といいます。）に関する問題です。

(4) 救済センターが相当でない事由があると認めるときには事件担当者を紹介できないことがあります。

3 本サービス利用の手順、利用上の注意事項

(1) お申込み

ア 本サービスの利用者は、電話又は本ウェブサイト上の申込フォームよりお申込みください。

イ 電話の場合

電話番号：03-3581-3300までお電話ください。受付時間は月曜日～金曜日（祝日・年末年始等を除く）の午前9時30分～午後4時です。担当事務局が受付いたします。

ウ ウェブの場合

(ア) まず、①民事介入暴力被害者救済センターウェブ申込ページの「アドレス入力フォーム」にメールアドレスを入力し、②利用規約をお読みいただき、「利用規約を読み、内容に

同意する」にチェックを入れ、③「確認」ボタンを押し、④入力内容を確認の上、「この内容で送信する」ボタンを押してください。

(イ) 救済センターから、入力した利用者のメールアドレス宛に自動返信メールが送信されます。そのメールを開いて、表示される URL をクリックしてください。

(ウ) ①URL の遷移先にあります「民事介入暴力被害者救済センター申込フォーム」に必要事項を入力し、②「確認」ボタンを押し、③入力内容に誤りがないかを確認の上、「この内容で送信する」ボタンを押してください。

(エ) 救済センターから、「受付完了」という題名のメールが送信されます。このメールをもって、申込完了です。

なお、申込みは24時間可能ですが、午後4時以降の申込みは翌営業日以降の対応となりますので、予めご了承ください。

(2) 事件担当者の紹介

救済センターが本サービスの申込みを受け付けたときは、お申込みをした利用者（以下「相談者」といいます。）に対し、事件担当者を紹介します。ただし、救済センターは、次の事由その他救済センターが相当でない事由があると認めるときには、民暴事件について事件担当者を紹介しないことができます。このときは、救済センター担当事務局から相談者に対し、受け付けた電話番号又は電子メールアドレス宛にその旨を通知します。

ア 弁護士紹介の依頼の内容が、弁護士法及びその他の法令、弁護士職務基本規程又は日本弁護士連合会若しくは東京弁護士会が定めたその他弁護士倫理の諸規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

イ 既に同一事案についての弁護士紹介を過去において2回以上行い、さらに紹介しなければならない特別の事情がないとき。

(3) 事件担当者からの連絡

前項の事件担当者は、相談者に対し、原則として申込みを受け付けた日を含めて2営業日が終了する時までに、受け付けた電話番号又は電子メールアドレス宛に折り返しご連絡いたします（ただし、申込件数が多い場合には、3営業日日以降になる場合があります。）。事件担当者は相談者から事案の概要をお伺いし、相談の場所及び日時並びに方法を指定して民暴事件についての法律相談（以下「民暴相談」といいます。）を行います。なお、民暴相談を行う前提としての電話等による対応は無料です。

(4) 相談料及び弁護士費用

民暴相談についての相談料は、原則として30分以内は5,500円（消費税込み）とし、30分を超えたときは、30分あたり5,500円（消費税込み）となります。

相談の結果、事件担当者に民暴事件の処理を依頼する場合は有料となります。弁護士費用については、相談時に弁護士にご相談ください。ただし、必ずしも依頼をした事件担当者が事件処理を受任することを保証するものではありません。

4 個人情報等保護方針

(1) 救済センター及び東京弁護士会（以下「救済センター等」といいます。）は、本サービスの提供に際して、利用者本人または第三者から、利用者にかかる個人情報を取得することがあります。

(2) 救済センター等が取得する個人情報については、別途、東京弁護士会の定める「個人情報等保護方針」に従って、適法かつ適正に取り扱います。また、統計資料を作成するために個人情報を利用する場合がありますが、個人を特定できる情報は伏せて利用します。詳しくは「各種法律相談等における個人情報保護に関する取扱い」をご覧ください。

(3) 救済センター等は、取得した個人情報について、本サービスの運営に必要な範囲で、事件担当者に提供する場合があります。

5 その他の注意事項

(1) 本サービスを通じて申し込まれた民暴相談に対する回答は、事件担当者の見解に基づいて行われます。救済センター等は、本サービスを通じて行われる個々の民暴相談の内容や回答については、一切関与いたしかねます。

(2) 救済センターが受け付けた情報は、一定の保存期間経過後、消去します。

(3) 受付及び事件担当者との相談その他救済センターとの通話内容の一切について許可なく録音又は録画することはお控えください。

(4) サーバメンテナンスその他の作業のために本ウェブサイトによる本サービスの提供を中断することがありますので、あらかじめご了承ください。

附則（令和3年9月1日制定）

本規約は、令和3年9月1日から施行します。